

2005年6月28日

新商品の発売について

「マスミューチュアル定額年金(自由設計型)」を 野村證券を通じ販売開始

マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:平野 秀三、以下「マスミューチュアル生命」)は、新たに開発した「マスミューチュアル定額年金(自由設計型)」(積立利率金利連動型年金(S型))を、募集代理店となる野村證券株式会社(本社:東京都中央区、執行役社長:古賀 信行、以下「野村證券」)を通じ、2005年6月29日より発売いたします。

「マスミューチュアル定額年金(自由設計型)」の開発にあたっては、お客さまにセカンドライフを自由 自在にプランニングしていただけるよう、年金を上手に「つかう」機能とご家族に「のこす」機能の充実 を図り、お客さまおひとりおひとりのニーズに対応できるようにしております。

定額年金で2つの「日本初」を開発

「年金総額保証付終身年金」 ~ 一時払保険料または年金原資のいずれか大きい額を保証する ~ ・ 一生涯にわたり年金を受取れるうえ、被保険者が万一の場合でも引き続き、ご家族が年金を受取れます。その際、一時払保険料または年金原資のいずれか大きい額を保証します。

「終身死亡保障移行特約」 ~据置期間の死亡保障を一生涯継続させることができる~

・将来の年金受取にかえて、据置期間中の死亡保障を一生涯継続させることが可能ですので、ご 家族に安心して資産をのこせます。

「マスミューチュアル定額年金(自由設計型)」の主な特徴

固定金利での運用により、積立金は着実に増加

- ·契約時の「積立利率」が据置期間、年金支払期間にわたって適用されるので、契約時に年金原資 および年金額が確定し、安定した将来設計が可能です。
- ・「積立利率」を金利情勢に応じて月2回設定するため、市場金利をきめ細かく反映します。

据置期間は0年から10年で自由に設定

・お客さまのニーズに対応するため、据置期間は 1 年から 10 年まで、1 年刻みでご設定いただけます。また、「即時払年金特則」を付加すれば据置期間が"0 年"になり、年金受取が最短 2 $_{1}$ 月後から可能です。

年金受取方法を自在に選択

- ・年金受取方法は3種類。「確定年金」、「保証期間付終身年金」、「年金総額保証付終身年金」から 選択できます。
- ・1年間の年金受取回数は、年1回、2回、4回、6回の4種類。(年6回払を選択すれば、年金受取が隔月となり、公的年金の受取月(隔月)を基本とするプランニングに組み入れやすくなります)

マスミューチュアル定額年金(自由設計型)のしくみ

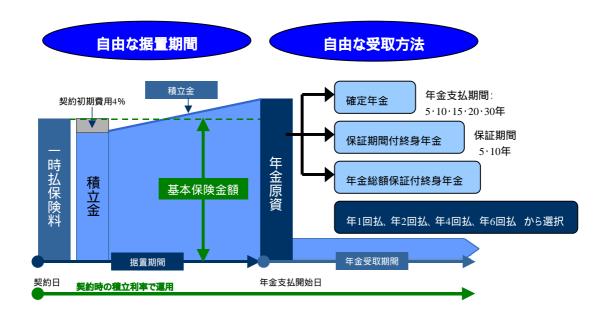
契約時に適用した「積立利率」(固定利率)で運用します。

年金原資および年金額が契約時に確定します。

契約時に契約初期費用として一時払保険料の4%を控除します。

据置期間満了後、選択した方法により年金受取が開始されます。

据置期間中に万一の場合、基本保険金額(一時払保険料相当額)で死亡給付金を最低保証 します。



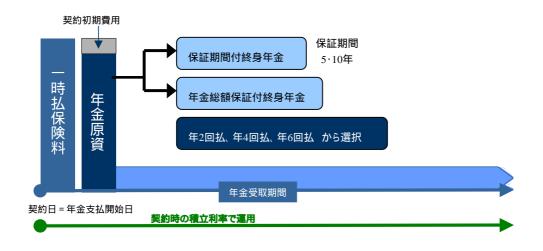
「即時払年金特則」の特徴

「即時払年金特則」を付加することにより、据置期間0年とすることができます。

ご契約後最短2ヵ月で年金を受け取り始めることができます。(年6回払の場合)

年金分割受取回数は年2回払、年4回払、年6回払の中から選択できます。

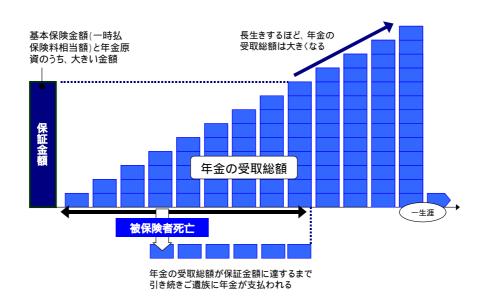
年金の種類は保証期間付終身年金または年金総額保証付終身年金のNずれかを選択できます。



「年金総額保証付終身年金」の特徴

一生涯受け取れる「終身年金」です。

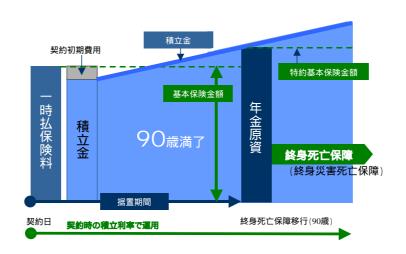
年金総額保証付終身年金は、基本保険金額と年金原資のいずれか大きい金額(以下「保証金額」といいます)を保証します。年金支払開始日以後、被保険者が亡くなられた場合でも、保証金額からすでに支払った年金を差し引き、その残額があるときには、年金をお支払いします。



「終身死亡保障移行特約」の特徴

申込時に「終身死亡保障移行特約」を付加すると、年金受取にかえて、据置期間中の死亡保障を一生涯継続させることができます。(この場合、据置期間は90歳までとなり、90歳から終身死亡保障へ移行します)

ただし、終身死亡保障移行特約を付加できるのは、契約時の被保険者の保険年齢が 70 歳以上の場合に限ります。



取扱内容

約款名称:積立利率金利連動型年金(S型)

約款名称: 積立利率金利連動型年金(S型)	
契約年齡	0歳~89歳(被保険者の保険年齢)
払込方法	一時払のみ
最低保険料	200 万円以上(1万円単位)かつ年金額 10 万円以上となる金額
最高保険料	年金額が 3,000 万円以内となる保険料 ただし被保険者の保険年齢が 70 歳以上の場合、一時払保険料 5 億円以下
据置期間	0年~10年 通常:1年~10年 即時払年金特則付加の場合:0年 終身死亡保障移行特約付加の場合:90歳
契約初期費用	一時払保険料の4%を契約初期費用として控除
積立利率	10 年長期国債の流通利回りの平均値(基準金利)を基準に設定 毎月2回設定し、契約日「1 日~15 日」「16 日~末日」ごとに適用
年金種類/	確定年金(5·10·15·20·30年)/1歳~90歳
年金支払開始年齢	保証期間付終身年金(5・10年)/16歳~90歳
(被保険者の年齢)	年金総額保証付終身年金/16歳~90歳
年金の分割受取	年金分割受取回数は、年2回払・年4回払・年6回払の中から選択可能
死亡給付金支払額	基本保険金額(一時払保険料相当額)または被保険者が死亡した日における積立金 相当額もしくは解約払戻金相当額のうち大きい金額
新遺族年金支払特約	契約者の事前の申出または死亡給付金受取人の申出により、新遺族年金支払特約を付加することによって、死亡給付金の一時支払にかえて年金にて支払う年金の種類は5・10・20・30・36年確定年金となる(年金額10万円未満は取扱わない) 終身死亡保障移行後も、契約者等の申出により、新遺族年金支払特約を付加可能
終身死亡保障移行特約	将来の年金支払にかえて据置期間中の死亡保障を一生涯継続させることが可能 契約時に付加可能(ただし被保険者の保険年齢が 70 歳以上かつ据置期間満了を 90 歳と設定した場合)
市場価格調整 (MVA)	契約後全期間における解約(減額)、年金一括支払、または年金種類・年金支払期間・保証期間の変更等の場合に適用 市場金利の変動に伴う損益を契約者等に帰属させるため、払戻金額に反映させる
積立利率の設定に	年金原資一括支払時あるいは年金一括支払時に市場価格調整を適用しない
関する特則	年金原資が一時払保険料を上回る場合のみ付加可能
積立金の引出し	積立金が基本保険金額をこえているときは、年金支払開始日前の契約応当日に限り、その差額を限度として市場価格調整の適用なしに積立金を引出すことが可能 1回の引出し金額は10万円以上、1万円単位

マスミューチュアル生命について

MassMutual Life Insurance Company

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。1907年営業開始、2005年3月末現在の総資産は5,190億円です。

格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。



格付けは2005年3月31日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払などについて保証するものではありません。

マスミューチュアル生命の URL: www.massmutual.co.jp

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、3,258億ドル(33兆9,526億円)を超える運用資産を有する、国際的、多角的、成長指向型の金融サービス組織です。グループの各企業は生命保険、年金、所得補償保険、長期介護保険、退職プランニング商品、資金運用、その他金融商品・サービスを提供しています。

グループの中核となる生命保険会社マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは主要格付機関よりそれぞれトップレベルの格付けを付与されており、極めて強固な財務基盤を有する生命保険会社です。

(スタンダード& プアーズ: 「AAA」、フィッチ: 「AAA」、A.M.ベスト: 「A + +」、ムーディーズ: 「Aa1」)

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」はマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーおよびその関係会社を指すマーケティング・ネームです。関係会社にはオッペンハイマー・ファンド・インク、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、コーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、MML・インヴェスターズ・サービス・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSB、アンタレス・キャピタル・コーポレーション、MML・ベイ・ステート生命保険会社、C.M.生命保険会社、マスミューチュアル・インターナショナル・インクが含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL: www.massmutual.com

*2004年12月末現在、1ドル=104.21円で換算

上記の格付けは2005年3月31日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。